

韓国では、医師不足に應じるための医学部の定員増や公立の設立などの政策に反対して、ソウルにある五つの大型病院に勤務する専攻医全員が2024年2月19日中に退職届を出し、20日から勤務しない方針を明らかにし、韓国の保健福祉部は19日、全国の専攻医を対象に「診療維持命令」を出したと報道されている¹⁾。このニュースの真偽や詳細な状況はわからない。また、医療制度や宗教的な背景、ライフスタイルなどの違いから、医師と患者の関係は国によって違うことも承知している。とはいえ、大型病院で臨床の第一線を担う専攻医が全員仕事をボイコットすると、医療は成り立たなくなることは明らかであり、患者の健康を盾にして政策に抗議することは正当化しにくい。よほどの切羽詰まった事情があるのであろう。

恩師の東京女子医科大学名誉教授の川島眞先生は、医師の教育には多額の税金が使われていて、それを返すべく医師には社会貢献が求められていると語っておられた。また、日本臨床皮膚科医会の参与の種田明生先生は、在宅医療・往診について話す際に、「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものではなく、病める人のものである。もしそれを好みめなら、他の職業を選ぶがよい²⁾」というポンペの言葉をよく引用される。

医師の残業時間を減らし、年次有給休暇の計画的付与制度を導入することが義務づけられたのは、ポンペの言葉に忠実すぎた献身的な医師が燃え尽きないためであろう。ワークライフバランスを考えることは、長く医師を続けるために必要なことである。一方で、4月の異動を前に有給休暇を消化する医師や連休にあわせて有給休暇をとる先生をみると、入院患者から解放されたアメリカでの研究生活を思い出す。若い先生が少しうらやましい気もするが、古い世代の私には年次有給休暇の計画的付与制度で与えられている5日間を有効に利用することが精一杯である。

ワークライフバランスの重要性は疑う余地がなく、個々の事情によって均衡点が変わることも理解している。しかし、権利を行使する際には、患者の負担が最小限になる方法を見出す工夫が大切なのではないかと思う。

(林 伸和)

- 1) Yahoo! ニュース
<https://news.yahoo.co.jp/articles/2ceb157ad49192b663f8622723850799fc63a331> (2024年2月20日アクセス)
- 2) 長崎大学附属図書館医学分館所蔵 近代医学史関係資料「医学は長崎から」
https://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/siryo-search/ecolle/igakushi/contents/09_pompetoyojosho.html (2024年2月20日アクセス)

— 顧 問 —

大原國章 大塚藤男

— 編集委員 —

土田哲也 五十嵐敦之 相馬良直 林 伸和 佐伯秀久

「皮膚科の臨床」第66巻 第3号 3月号

2024年3月1日発行（毎月1回1日発行）
定価 3,300 円（本体 3,000 円＋税 10%）

年間購読料金
定価 50,160 円（本体 45,600 円＋税 10%）
〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕
〔年間予約購読者に限り送料無料〕

発行所 金原出版株式会社
発行者 福村 直樹
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14
TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕
TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕
FAX 03(3813) 0288
ホームページ www.kanehara-shuppan.co.jp
振替口座 00130-1-191269
印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005
広告申込先 (株)文京メディカル TEL 03(3817)8036

- ・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著作者の権利は、金原出版株式会社が保有します。
- ・**JCOPY**＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞
本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（TEL：03-5244-5088、FAX：03-5244-5089、E-mail：info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。